

戦間期日本における就業分類概念の形成過程

東京圏の事例

谷沢 弘毅

- 1 問題の所在
- 2 失業統計における就業分類
- 3 家計調査における就業分類
- 4 内務省社会局から内閣統計局へ
- 5 要約と含意

1 問題の所在

失業率は、現代の経済政策にとって物価指数等と並んで極めて重要な経済指標であるが、我が国で継続的に公表されるようになったのは意外に遅く第2次大戦後のことである。このように失業率関連の統計（以下、失業統計という）の作成を遅延させた主要な理由として、戦前には低所得層を中心として多様な就業形態が広範に観察され、就業・失業状態の分類（以下、就業分類という）を作成することが困難であったほか、所得分布が戦後以上に不平等であり、調査を実施するにあたり多様な所得階層で形成される母集団から標本を偏りなく抽出することがきわめて難しかったことがあげられる。

このような状況でも、経済・社会政策上から政策当局によって何度か失業統計の作成が試みられた。これらの失業統計を利用すれば、当時の労働市場の状況（例えば、失業率など）をある程度は把握できるが、就業分類が調査ごとに異なるため正確な分析は困難であった。ただし、ここで注目すべき点として、当時は失業統計以外にも家計調査や生計費調査などの世帯調査（以下では、一括して家計調査という）において、付带的に世帯構成員別の就業状態に関する実に多様な情報（例えば本業・副業別の職業）が収集されていたことがあげられる。このため、これら家計調査に掲載されている就業関連データを世帯収支データ等と併用すれば、労働市場の特徴のみならず世帯員別の労働供給行動など、失業統計以上にきめ細かな分析が可能となろう。

当然のことながら、これらの家計調査はすでに一部の研究者によって就業分析などに利用されてきたが、これらの研究はいずれも失業統計の場合と同様に各調査の就業分類が大幅に異なるにもか

かわらず無批判に比較しており、就業分類を調整した上で検討するという視点に欠けていた⁽¹⁾。それゆえこれら調査の就業分類の関係を整理することによって、戦前から戦後にかけて徐々に整備されてきた失業概念の形成過程を跡付けることができるほか、戦前期日本の労働市場に関する極めて有効な情報を提供することとなる。

ただ、当時の家計調査は、一般的に調査地区と調査階層を特定化して実施されたため、本稿では東京市あるいは東京府（以下では、東京圏という）内を対象地域とした家計調査を使用して、そこに現れた就業分類の定義や作成方法の変遷を、失業統計とともに比較・検討する。分析対象を東京圏に限定した理由は、同地域が家計調査の回数、規模とも全国的にもっとも充実していたほか、人的な交流の面からみても内閣統計局、内務省社会局、地元自治体等が、相互に密接な連絡を取っていたと推察されることによる。

以下では、第2節で戦間期の主要な失業統計の就業分類、第3節では同じく主要な家計調査の就業分類の特徴をそれぞれ整理した後に、第4節で就業分類概念の変遷を内務省社会局から内閣統計局への政策転換と位置付け、最後に本稿の要約と若干の含意を提示する。

2 失業統計における就業分類

本節では、表1のように失業統計のプロトタイプである『大正9年国勢調査』以降の統計に現れた就業分類の考え方を整理した上で、失業概念の形成過程を追跡していく⁽²⁾。これらの失業統計を比較する基準として、本稿では本業・副業関係がいかに把握されてきたかにポイントを置く⁽³⁾。なぜなら、経済発展の初期には職業の固定化・専門化は進んでおらず、一家の生計を支えるためになんにも手を出して、収入を稼がなければならなかったが、調査実施組織はこのような状況に対してほぼ共通して本業・副業といった調査項目で把握する努力を続けたためである。もちろん失業統計を検討する際には、失業の定義から表1に示されている調査期間、調査客体、調査方法（とくに調査世帯の抽出方法）等に至るまで、きわめて広範囲にわたるが、これらについては必要最小限の紹介にとどめた。

まず『大正9年国勢調査』では、調査票（正式には「国勢調査申告書」）において世帯構成員別に職業を本業と副業に分けて、それぞれの名称とその地位を記入させた。記入にあたって、本業とは「職業2種以上ある者は、主なる職業を本業の欄に書き入れ、次の従なる職業一種を副業の欄に書き入れること、(中略)、本業なき者の内職は、副業の欄に書き入れること」⁽⁴⁾という指示がなさ

(1) 代表的な研究として津田真澄『日本の都市下層社会』ミネルヴァ書房、1972年、中川清『日本の都市下層』勁草書房、1985年があげられる。特に後者は、都市内の低所得層を対象として詳細な分析をおこなっているが、就業分類自体はまったく検討されていない。

(2) 第1次大戦後に失業統計が現れてきた理由については、川合隆男「戦時・戦中期における失業調査 『失業統計調査』と『失業者生活状態調査』」同編『近代日本社会調査史,III』慶応通信、1984年、4～8頁を参照。

(3) 戦前期の本業・副業（あるいは兼業）統計については、伊藤 繁「明治・大正期の兼業・副業統計」梅村 又次ほか編『労働力』（長期経済統計2）東洋経済新報社（第12章）、1988年が詳しい。

(4) 内閣臨時国勢調査局編「大正九年十月一日国勢調査申告書」。

表1 戦間期における主要な失業統計と家計調査（東京圏関連）

統計の種類	調査名	調査実施組織	調査時期	調査地区	調査客体	調査数	調査方法 ^{注4)}
失業統計	『大正9年国勢調査』	内閣統計局	1920年10月	全国	全世帯	1122.1万世帯	全数調査
	『失業統計調査』	内閣統計局	1925年10月	全国主要24都市 ^{注1)} とその隣接地域	給料生活者世帯 (一般)労働者世帯 日傭労働者	63.4万人 150.3万人 21.8万人	抽出調査
	『昭和5年国勢調査』	内閣統計局	1930年10月	全国	給料生活者, 賃金 労働者, 日傭労働者	1260.0万世帯	全数調査
	『失業状況推定月報』	各府県社会政策担当部局	1929年9月~ 1933年8月	全国	同上	-	推計調査
家計調査 (低所得層)	『細民調査』	内務省社会局	1921年11月	深川区, 浅草区, 四谷 区内の4町	細民世帯	496世帯	抽出調査(家)
	『要保護世帯調査』	東京市社会局	1931年に補充・ 修正	東京市 ^{注2)}	要保護世帯	2.7万世帯	抽出調査(聞)
	『不良住宅地区調査』(財)同潤会		1932年6月~ 11月	深川区 横浜市中区	改良住宅居住世帯 同上	114世帯 75世帯	抽出調査(家)
	(中所得層) 『俸給職工調査』	(財)協働会	1921年6月~ 1922年5月	12府県	俸給世帯 職工世帯	373世帯 292世帯	抽出調査(家)
	『中等階級調査』	東京府内務部	1922年11月	東京市 ^{注3)} および隣接町村	俸給世帯 職工世帯	658世帯 369世帯	同上
	『勤労階級調査』	東京市監督局	1932年9月~ 1933年8月	東京市 ^{注2)}	給料生活者世帯 工場労働者世帯	130世帯 206世帯	同上

(注) 1.札幌市, 東京市(旧市域), 大阪市, 堺市, 横浜市, 横須賀市, 神戸市, 尼崎市, 長崎市, 佐世保市, 名古屋市, 浜松市, 仙台市, 岡山市, 広島市, 呉市, 和歌山市, 門司市, 八幡市, 夕張市, 足尾町, 大牟田市である。

2.東京市とは35区(新市域)である。

3.東京市とは15区(旧市域)である。

4.調査方法のうち, 抽出調査(家)は家計簿方式を採用した抽出調査, 抽出調査(聞)は聞き調査を採用した抽出調査を示す。

(出所) 内閣統計局編『大正九年, 国勢調査報告』(全国の部 第二巻, 職業), 1929年, 内閣統計局編『大正十四年, 失業統計調査報告』(第一巻, 記述), 1927年, 内閣統計局編『昭和五年, 国勢調査報告』(第二巻, 職業及産業), 1934年, 内務省社会局編『自昭和四年九月, 失業状況推定月報概要』1934年, 1936年, 1937年(本稿では, 加瀬和敏監修・解題『戦前期失業統計集成』第3巻, 本の友社, 1997年を使用), 内務省社会局編『大正拾年, 細民調査統計表』1922年(本稿では, 内務省編<津田真澄解説>『細民調査統計表(合冊)』慶應書房, 1971年を使用), 東京市社会局編『東京市要保護世帯生計調査』同市, 1932年, (財)同潤会編『不良住宅地区改良後における地区内居住者 生計調査報告書 昭和八年』(記述篇), (統計篇), 1933年, (財)協働会編『自大正十年六月至同十一年五月 俸給生活者職工生計調査報告』同会, 1925年, 東京府内務部社会課編『東京市及び近接町村中等階級生計費調査』(統計篇)同府, 1922年, 東京市役所編『東京市勤労階級家計調査』同市, 1934年。

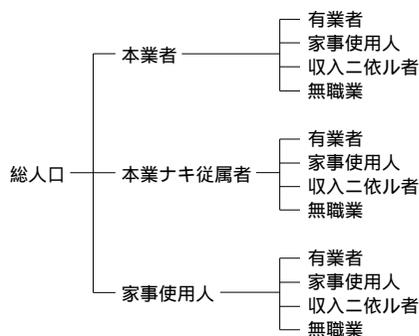
れた。ここで重要な点は、(1) 主なる職業と従たる職業の区別、(2) 副業と内職の区別、がそれぞれいかにおこなわれたのかである。

(1) を分類する基準は、生計を営むにたる片手間でない労働が否かを指していると考えられ、主たる職業とは世帯を養うことのできる相応の金額を稼いでいる職業である。そして地代・恩給・小作料・家賃・利子等といった非勤労収入も、主たる職業として本業に含めていた。もっとも、主婦が内職をおこなう場合には「本業なき者の内職」という用語が使用されたように、本業 = 世帯主の主要な職業といった意味で使用されていたことも

事実である。(2) については、明確な定義が示されていないが、後述のように当時の家計調査での使用事例をみると、副業と内職は厳密に区別されていなかったと考えられる。

個票から得られた本業・副業別の職業情報を加工して、図1のような就業分類にもとづく統計表が作成された。この就業分類では、「本業なき従属者」、「家事使用人」、「有業者」、「無職業」とい

図1 『大正9年国勢調査』の就業分類



(出所) 『大正九年国勢調査報告』(全国の部第二巻, 職業) 40~68頁の「8 職業及職業上ノ地位別本業者本業ナキ従属者及家事使用人(全国)」による。

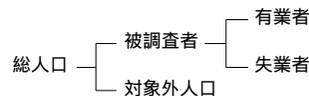
った新たな用語が現れているが、同報告書やその関連資料にはこれらの用語の定義やその加工方法に関する記録が残されていない。特に最大の疑問は、数箇所に現れている「家事使用人」の定義であるが、これは研究者の間でも未だ解明されていない。そのほか「本業ナキ従属者」とは現在の被扶養者に近い概念であり、内職や手伝い程度に仕事をしている既婚女子や子供、「無職業」とはいわゆる無職に加えて地代や恩給といった非勤労収入で生計をたてている者と、一般的にみなされている⁽⁵⁾。

第1次大戦後になると、不況下で深刻な失業問題に対する政策上の必要性に迫られ、『大正14年国勢調査』の中に失業項目を追加するよう政府部内で検討された。しかし費用や時間の制約で結局、質問項目を追加することができず、1925年に国勢調査と別建ての『失業統計調査』が実施された。全国主要24都市とその周辺地区を対象として、国勢調査と同時期に実施されたため、調査人数は235万5015人に達した。我が国では、第2次大戦後の『労働力調査』に至るまで全国を対象とした本格的な失業統計は作成されなかったため、同調査は戦前期の代表的な失業統計として位置付けられている。

調査票では、『大正9年国勢調査』で調べられた本業・副業別の職業欄がまったく設けられなかった。このため就業状態を厳密に分類することが難しかったと予想されるが、就業分類は図2のように大別された。まず総人口は被調査者とそれ以外（対象外人口）に分けられたが、このうち対象外人口とは、学生その他の無業者、雇主、自営業者、実収月額200円以上の給料生活者、芸娼妓・酌婦・仲居等、外国人である。特に、雇主・自営業者や新卒者が除外されていたことから、本調査の失業者の定義は現在の完全失業者のそれよりも狭く、失業率も実質的には雇用失業率であるとししばしば指摘されている。

さらに被調査者は有業者と失業者に分類され、このうち失業状態を「就業の能力及意思を有するに拘らず就業の機会を得ざるの状態」⁽⁶⁾とした上で、失業者を「失業当時労働者又は給料生活者たりし者にして調査当時現に失業状態に在りしもの」⁽⁷⁾と定義した。したがって、「類齢衰弱者、痼疾の疾病者、重傷者、不具者、酒乱又は怠惰等の悪癖がありて就業に適せざる者、任意に基く不就業者、浮浪者にして自ら求職の途を講せざる者、同盟罷業又は工場封鎖の為就業せざる者」⁽⁸⁾は、いずれも就業の能力および意思を有しない者として対象外人口に分類された。さらに、「失業当時の業務に比し収入及其他の点に於て不満足なる

図2 『失業統計調査』の就業分類



(出所)『大正十四年、失業統計調査報告』第一巻記述、1～2頁による。

(注)「対象外人口」という名称は、筆者が便宜的に使用しているにすぎない。

(5) 例えば、高橋桂子「在来産業と女子労働 1920年国勢調査を用いて」中村隆英編『日本の経済発展と在来産業』山川出版社、1997年の99頁で示されている説明などが通説といえよう。

(6) 内閣統計局編『大正十四年、失業統計調査報告』(第一巻 記述)、1927年の2頁。

(7) 同上。

(8) 同上。

も現に（副業等によって）就業の機会を得たる者」⁽⁹⁾（カッコ内は筆者）は、失業者から除かれて有業者に分類された。この点は、その後の『昭和5年国勢調査』と異なる注目すべき分類基準である。

『昭和5年国勢調査』では、全国を対象としたため、都市部のみ実施された『失業統計調査』よりも格段に調査世帯数が増えた。また、『失業統計調査』で対象外人口であった200円以上の給料生活者、芸娼妓、仲居等が調査対象に含まれるようになったが、雇主、自営業者、新卒者は依然として対象外人口であった。そして調査票（「国勢調査申告書」）には、『失業統計調査』の場合と異なり本業・副業別に職業を1つずつ記入させ、これらの情報をもとに作成された就業分類は、図3のように総人口が有業者と無業者に、さらに有業者が失業者とそれ以外の者に分類された。

図3 『昭和5年国勢調査』の就業分類



用語の定義のうち、無業者とは『大正9年国勢調査』のように「就業していない者」ではなく、高齢者や就学児童のような「就業の能力や意思のない者」であり、現在の非労働力人口に近い概念と考えるべきである。また失業者は、「本業である雇用機会を失った者」とされ、その判断は調査票に「現ニ失業シテ居ル者ハ失ト記入スルコト」⁽¹⁰⁾と記述されていたように、記入者各自の判断

（出所）『昭和五年、国勢調査報告』（第二巻、職業及産業）2～7頁の「職業（大分）別人口」および、加瀬和俊「[第4巻・解題]『国勢調査』（1930年）」加瀬監修・解題『戦前期失業統計集成』第4巻（昭和5年国勢調査）本の友社、1997年の3頁による。

（注）「失業者以外の有業者」という名称は、筆者が便宜的に使用しているにすぎない。

に委ねられた。この点に関連して、失業した後も副業を継続しているため失業前に比べて収入などが大幅に減った者は、『失業統計調査』では有業者とされたのに対して、『昭和5年国勢調査』では失業者に分類されることとなった。この新たな基準の採用は、失業の定義にとって極めて大きな変更であった⁽¹¹⁾。

ただし、この基準を採用すると、新たな問題が発生する。例えば、本業を失った後に副業をかつての本業程度まで本格的におこなうようになった場合、もともと本業と副業が収入面でさほど大きな差がないため失業後に副業のまま甘んじている場合など、いわゆる「副業の本業化」のケースをいかに解釈するかという問題である。このうち前者の問題に関連した「事業不振ノ為解雇セラレタル文選工ガ生活ニ窮シ袋張ニ従事シ居ル場合ハ失業ナリヤ。又此ノ場合ハ副業トスヘキモノナリヤ」という質問に対して、統計局では「袋張ヲ片手間ニ営ミ未タ本業ト称スル程度ニ達セス而モ本人力就職ノ意思ト能力ト有スルトキハ失業トシテ取扱ヒ副業トシテ袋張ヲ申告スヘキモ袋張カ一身ヲ委スル程度ニ達セルモノハ仮齡本人ニ就業ノ意思ト能力アリトスルモ失業トシテ取扱フヘキモノニ非ス」と答えている⁽¹²⁾。これらは、多就業を本業と副業に分けることの限界を示した事例と

(9) 内閣統計局編『大正十四年、失業統計調査報告』（第一巻 記述）、1927年の2頁。

(10) 加瀬和俊「[第4巻 解題]『国勢調査』（1930年）」加瀬和俊監修・解題『戦前期失業統計集成』第4巻、本の友社、1997年の4頁。なお厳密にいうと、「国勢調査申告書」では、本業のことを「職業」と記述している。

(11) 同様の指摘は、同上、5頁でもおこなわれている。

(12) 静岡県編『昭和五年国勢調査並失業調査結果概要付録』、76頁。

もいえるが、作業現場では大きな混乱が生じたと予想される。

いずれにしても『昭和5年国勢調査』は、それ以前の内閣統計局による失業統計と比較して、就業分類の定義に関する大幅な変更がおこなわれた。いま、有業者の定義に関して、本業のみならず副業までも有業者と定義する場合を本業・副業ベース、本業の有無のみで有業者を定義する場合を本業ベースと呼べば、『昭和5年国勢調査』以前は本業・副業ベース、『昭和5年国勢調査』は本業ベースとなった。さらに失業者の定義に関して、失業者を非労働力人口と区別しない場合を有業・無業（又は失業）ベース、区別する場合を有業・無業・失業ベースと呼べば、『昭和5年国勢調査』以前は有業・無業ベース、『昭和5年国勢調査』は有業・無業・失業ベースであったことがわかる。一方、内務省社会局は、1929年9月から1933年8月まで毎月、各府県に対して『失業状況推定月報』を作成するように指示した。この報告書では、「有業者及失業者、範囲八大正十四年十月一日失業統計調査ノ例ニ依リ」⁽¹³⁾としており、『失業統計調査』における失業者の定義と就業分類（図2）を踏襲していた。また調査対象は、給料生活者、日雇労働者、その他の労働者の3階層のみであり、新規学卒者、自営業廃業者、実収月額200円以上の給料生活者、芸娼妓等が除外されたため、この失業率はいわば雇用失業率であった。

もっとも実際の調査では、このような失業定義にほとんど留意することなく作成された可能性が高い。すなわち当調査は、失業問題の解決に向けて急遽、準備期間なしに、予算も担当職員も設置されることなく開始された。このため加瀬和俊教授（東京大学社会科学研究所）は、(1) 各自治体がそれぞれ独自の推計方法にもとづいて作成したこと、(2) 各自治体とも社会行政の担当部局によって推計作業がおこなわれたため、その推計値も社会行政の目的に整合的なように内容が修正されたことを指摘した⁽¹⁴⁾。ちなみに1930年の東京府における失業者数を『昭和5年国勢調査』と当調査（9月分）で比較すると、当調査（12.7万人）が『昭和5年国勢調査』（6.1万人）よりも倍以上多くなっており、当調査の失業者数を採用するには十分慎重であるべきと提言している。

3 家計調査における就業分類

戦間期の家計調査では、表1のように調査対象を低所得層と中所得層にそれぞれ限定して実施されていた。これら調査の就業分類を検討する際には、構成員ごとの職業を調査票や聞き取りでどのように本業・副業別に捕捉していたか、さらにこれらの情報を有業・無業者別に組み換えたかを重視しなければならない。

まず低所得層の調査からみてみよう。内務省社会局が定居的細民世帯を対象として実施した『細民調査』では、「戸別調査票」において構成員別に本業・副業別の職業を記入させた点では『大正9年国勢調査』と同じであったが、就業分類はまったく異なっていた。すなわち同報告書（第二十

(13) 内務省社会局社会部編『失業問題関係事務参考資料』、1933年8月（本稿では、加瀬和俊監修・解題『戦前期失業統計集成』第3巻、本の友社、1997年を使用）、2頁。

(14) 加瀬和俊「戦前日本の失業統計『失業状況推定月報』の信憑性」東京大学社会科学研究所編『社会科学研究』第48巻第5号、1997年。

一表)では、「本業ノミノ者」、「本業副業アル者」、「無業者」という就業分類が示されており、前年に実施された『大正9年国勢調査』で採用された本業なき副業者（以下、副業のみの者という）という形容矛盾した分類項目が見当たらない。

このため第一に本業・副業の定義が問題となるが、この点に関しては「二以上の職業ある者に於て本業副業の認定は「本業は何なりや」との問に対し最初に答えたる職業を本業とし其他の職業を副業となすこと。副業と称するは一定の本業ある者の兼て執る職業を謂ふ。但し臨時の労働等は副業と看なす。二以上の副業あるものは之を列記すること」⁽¹⁵⁾と指示している。この考え方は、就業が複数あるか否か、かつそれが継続しているか否かを副業の認定に際して重視していることを意味している。

この副業定義に従うと、唯一かつ継続的な就業をおこなった配偶者の内職は、本業として処理された可能性が高い。つまり『大正9年国勢調査』の分類において「本業なき副業者」と処理された内職をしている配偶者は、『細民調査』では本業のみの者に組み入れられたはずである。言い換えると『細民調査』では、図4のように本業副業アル者、本業ノミノ者、（正確には本業ノミノ者+副業ノミノ者）が有業者と定義されており、本業・副業ベースの有業者定義を採用していた。

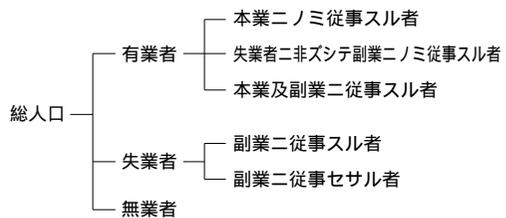
図4 『細民調査』の就業分類



（出所）『大正拾年細民調査統計表』42～43頁の「第二十一表、世帯二オケル地位体性別本業副業無業別人員」による。

これに対して、東京市社会局が東京市方面委員制度にもとづく第二種生活標準以下の低所得世帯（すなわち要保護世帯）を対象に実施した『要保護世帯調査』では、調査票が報告書に掲載されていないが、統計表の表章形式から判断すると、図5のように本業・副業別の情報にもとづいて就業分類をおこなっていた。すなわち（1）無業者と失業者が同時に掲載されたほか、（2）失業者のなかに「副業ニ従事スル者」という項目が現れているなど、『細民調査』の本業・副業ベースの有業者定義とは異なる就業分類が示されている。

図5 『要保護世帯調査』の就業分類



（出所）『東京市要保護世帯生計調査』174～176頁の「二十六有業失業無業別世帯員数」による。

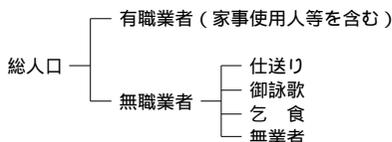
報告書中には、これらの分類の定義に関する記述はないが、（1）の無業者とは実質的には現在の非労働力人口に相当するのではないかと考えられる。なぜなら同報告書（表二十九）では、無業者の内訳として「収入ニ抛ル者」と「其ノ他ノ無業者」という分類が示されているためである。また（2）の点は、明らかに本業ベースの有業者定義を採用していたと推測できるなど、いずれにしても時間的な前後関係からみて、本調査は『昭和5年国勢調査』の失業者定義（有業・無業・失業ベース）と有業者定義（本業ベース）を採用していた。さらに本文中でしばしば「副業即ち内職」

(15) 内務省社会局編「細民戸別調査票記入心得」『細民生計状態調査』1925年、4～5頁。

と記述していることから、同調査では副業と内職は実質的に同一と考えていたことがわかる。

次に、(財)同潤会が不良住宅地区内の住民を対象として実施した『不良住宅地区調査』では、「世帯表」において毎月1日現在の職業を世帯構成員別に記入させ、その記入にあたっては「職業も二ツ以上ある方は主なものから順々に総てを書く」⁽¹⁶⁾ように指示した。これらの情報をもとに組替えられた就業分類は、上記のような官庁統計とまったく異なっている。すなわち報告書中の就業分類は図6のとおりであり、(1)有職業者と無職業者という新たな分類が示され、(2)さらに無職業者の一分類として無業者が現れており、(3)本業・副業という区別が明示的に組み込まれていない。

図6 『不良住宅地区調査』の就業分類



(出所)『不良住宅地区改良後における地区内居住者生計調査』16頁の「第七、体性及年齢ニ依リテ分チタル職業別人員(3)」による。

報告書中には(1)(2)の定義についての記述は一切ないが、無職業者という名称は少なくとも『大正9年国勢調査』の職業分類でも確認できる。この無職業者の分類が仕送り、御詠歌、乞食、無業者のみであるのに対して、有職業者には配偶者の内職と思われる職業まできわめて広範な職業を含んでいるため、本調査の有業者定義は実質的に本業・副業ベースに近かったといえる。また無業者を失業者とみなすことができるが、就業分類全体としては従来のかいなる統計とも異なる形式が採用されていた。(財)同潤会が関東大震災後に内務省社会局の外郭団体として設立され、元内務省社会局嘱託の布川孫市によって同調査が指導されたことから判断すると、これは意外な事実である。

一方、中所得層の調査としては、まず(財)協調会が全国の中所得世帯を対象として実施した『俸給職工調査』があげられる。この調査では、調査票に就業関連はわずかに構成員別の職業欄があったにすぎず、報告書の本文でも収支額のデータのみ掲載されており、有業者数や有業率に関する集計データはいっさい掲載されていない。ただし報告書の附録には、幸いにも調査票を有業・無業別に集計した延べ枚数(つまり延べ月数)が、構成員(男性・配偶者・他の女性)別・年齢階層別に掲載されている。これらの集計データを加工すれば、女性における年齢階層別の有業率を配偶者と他の女性に分けて計算することができる。それゆえ調査票に記入された職業をいかに有業・無業へ分類したかが問題となる。

図7 『俸給職工調査』の就業分類



(注)上記の就業分類は、あくまで筆者の推測にすぎない。

調査票の職業欄では、勤め先名と仕事名を記入させていたが、本業・副業別には区分されていない

(16) (財)同潤会編『不良住宅地区改良後に於ける地区内居住者、生計調査報告書 昭和八年』(記述篇)1933年、5頁に掲載されている「家計簿記記入心得」。

かった。また職業欄のスペースが狭く、職業を複数記入することが難しかったため、各世帯では「定職」に相当する本業のみを記入していたと予想される。つまり図7のように、本業ベースの有業者定義にもとづく就業分類であったと考えられる⁽¹⁷⁾。この推測を裏付けるように、筆者が別途計算した配偶者の有業率は職工世帯（5.3%）、俸給世帯（13.0%）とも非常に低くなっている。本調査は、本業ベースの有業者定義を採用した中所得層の家計調査としてもっとも初期の調査であったが、それが『昭和5年国勢調査』よりも早かったことも注目すべき事実である。

このような就業分類を採用した家計調査として、その後実施された『勤労階級調査』があげられる。同調査は、『統計局家計調査』の東京市内分の調査票を別途集計したものであり、調査票上では構成員別に職業欄がもうけられていたにすぎない。しかし報告書中には、「有業者ニシテ内職アル者」「無業者ニシテ内職アル者」⁽¹⁸⁾という分類が示されるなど、図8のように本業ベースの就業分類が採用された。つまり記入された職業ごとに本業と内職を分類した上で、時間的な前後関係からみて『昭和5年国勢調査』で採用された本業ベースの定義を利用しつつ、有業・無業を決めていたと考えるのが妥当であろう。

図8 『勤労階級調査』の就業分類



（出所）『東京市勤労階級家計調査』28～29頁の表による。

ここで内職については、「本報告に於いては本業以外は全部内職となし、所謂副業をも内職に包含せしめた」⁽¹⁹⁾と記述しており、副業とは実質的に内職の一部にすぎなかった。また調査票への記入にあたり、「職業二種以上ある者は何中学校教諭、何商業学校講師、何夜学校講師とか、何商店売子、刺繍内職等の如く其の総ての職業を主なるものより順次に書くこと」⁽²⁰⁾と指導したため、本業と内職はおそらく記入された職業の位置によって決められていたと考えられる。すなわち最初に記入された職業を本業、二番目以降を内職と判断したと予想されるため、例えば「本業なき副業」を正確に抽出できたかは疑問である。

これに対して、『細民調査』と同様に本業・副業ベースの有業者定義を採用した調査が東京府内務部の実施した『中等階級調査』である。調査票では、構成員別に本業・副業を個別に記入させていたが、それから加工された就業分類は報告書中で明確に示されていない。しかし以下のように推論すると、図9のように本業・副業ベースの就業分類を採用していたと考えられる。すなわち同報告書には、「無業従属者」(第八表)、「本業アル人員」「本業ナキ人員」(第九表一)、「副業アル人員」

(17) ただし、本業なき副業者を有業者に含めるか否かに関して、『俸給職工調査』では含めないのに対して、『昭和5年国勢調査』では含めているため、厳密には同一の本業ベースとはいえない。とはいえ失業者のなかに副業をおこなっている者が含まれている点では、『俸給職工調査』が『昭和5年国勢調査』と同様に本業ベースを採用していると思っても差し支えなからう。

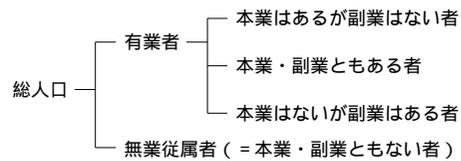
(18) いずれも東京市役所編『東京市勤労階級家計調査』、1934年の28頁。

(19) 同上。

(20) 内閣統計局編『家計調査報告、自大正15年9月至昭和2年8月』(記述の部)、1933年。

「副業ナキ人員」(第九表続)の各人数が、世帯構成員別に掲載されている。いま、無業従属者(つまり無業者)を本業・副業ともない者と仮定すれば、上記の各人数を利用して本業・副業ともある者、本業はあるが副業はない者、本業はないが副業はある者の人数を計算することができる。そしてこれら3種類の合計人数が、世帯構成員別の有業者数(第八表)に一致するからである。

図9 『中等階級調査』の就業分類



(注)上記の就業分類は、あくまで筆者の推測にすぎない。

上記のような推測が可能であったとしても、次に本業・副業の定義が問題となる。これについては、本文統計表の備考に「世帯主ノ本業副業ハ明瞭ナルモ配偶者儿女、其他ハ其区别甚ダ困難ナリ。而シ本調査ニ於テハ配偶者、儿女、其他ニシテ外勤又八月謝ヲ徴集スル技芸教授等ノ如ク明瞭ニ本業ト認メラルルモノノ外ハ副業内職トシテ取扱エリ。随ッテ本業ナク副業内職ノミヲ有スルモノモ存在スル。又家族ニシテ勤労収入ヲ有スルモノ其ノ金額2円以下ニシテ一時的収入ニ属シ素副業ヲナスト認メ得ザルモノハ之レヲ除ケリ」⁽²¹⁾という定義が示されている。つまり女性労働でも、外勤や月謝を徴収するなど、労働・収入が継続かつ安定してある場合には本業、そうでない場合には副業内職としていたほか、副業と内職の区別は明確でなかったことがわかる。

なお、戦間期に副業と内職をいかに区別して定義していたのかを、失業統計・家計調査以外の調査によって確認しておこう。東京市社会局では、社会政策上から一貫してこれらに大きな関心を寄せており、特に内職については『内職に関する調査』という独自の調査を三度(1920年、1924年、1932年)実施した。このうち1920年調査における内職の定義をみると、「内職とは所謂本業即ち職業に對稱せる言詞にして、副業及び家内工業の一部なり、即ち本業を、生計費の支出を負擔すべきものとなさば、内職は其補助に充つ可き職業という可く、従つて生産の数量、労務の時間、或は収入等が、遠く本業に及ばざるは當然の事に属す」⁽²²⁾としている。

この定義によると、内職が本業に対峙する概念であり、かつ副業の一部であることはわかっていても、内職と副業の区別については明確ではない。しかし1932年調査の説明では、「(一)家計の主なる者でない家族等が家計を補助するために家庭に於て生産的行為を営むものと(二)失業者が所得の多寡に拘わらず暫定的に家庭に於て労力を利用するものなど、総て家計補助のために家庭に於て為す生産的の業が内職である」⁽²³⁾と明確に規定している。このような定義の流れからみると、1920年時点で副業の一部にすぎなかった内職の定義は、1932年になると「家庭内で実施された家計補助的労働」と明確になったが、他方で副業の定義は依然として不明であったといえよう。

4 内務省社会局から内閣統計局へ

以上の議論をもとに、戦間期の失業統計と家計調査で採用されていた就業分類を、有業者の定義

(21) 東京府社会課編『東京市及近接町村、中等階級生計費調査統計篇』1922年、34～35頁。

(22) 東京市社会局編『内職に関する調査』1921年、60頁。

(23) 東京市社会局編『内職に関する調査』1933年、113頁。

（つまり本業・副業ベースか本業ベース）と失業者の定義（つまり有業・無業ベースか有業・無業・失業ベース）の2つの基準によって分類すると、表2ようになる。全般的な流れとしては、有業者定義は本業・副業ベースから本業ベースへ（ $S_1 \rightarrow S_0$ ）、失業者定義は有業・無業ベースから有業・無業・失業ベースへ（ $U_0 \rightarrow U_1$ ）と変更されたといえる。

このような就業分類概念（特に有業者定義）が変化した理由を、当時の経済政策に沿って整理しておこう。我が国は長いこと、恤救規則にもとづき低所得層の救済政策をおこなっていたが、第1次大戦後になると「大衆の失業が顕在化」⁽²⁴⁾して本格的な失業政策が望まれるようになった。このような動きのなかで、1920年に内務省社会局が設置されたが、同局はおもに恤救規則の延長線上として低所得層を対象とした家計調査に重点をおいていた。これらの低所得世帯では、世帯構成員による多就業かつ内職等の副業も含めた変則的な就業形態が多く観察された。つまり誰が、どういう仕事を、どれだけの期間、どのような形態でおこなったのか、その結果として誰がどれだけ収入を得たのか、といった家族労働の具体的内容が問われたため、本業のみならず副業も詳細に観察できる本業・副業ベースの有業者定義が採用された。

しかしその後は、中産階級の失業問題に対処する必要性が高まり、1930年直前からは失業救済事業や救農土木事業などが本格的に実施されるようになった⁽²⁵⁾。このような動きに対応して、内閣統計局は失業者数を『昭和5年国勢調査』の中で調査したほか、1931年以降に米穀法にもとづき米価を算定する際の基礎資料として『統計局家計調査』を開始した。これらの統計を作成するには、失業状態を確認しやすいように本業の解雇と定義したり、世帯収支などの全国平均値を継続的に作成する際に副業などの煩雑な就業形態を考慮する必要がない等の理由から、いずれも雇用者世帯を対象とすることが都合良かった。このような事情のもとで、内務省社会局から内閣統計局へと統計作成部局の移動をともないつつ、就業分類概念では本業ベースの有業者定義へと変更されていった。

もっとも、以上のような分類概念の変更が明確におこなわれたわけではないことにも留意すべきである。例えば、有業者定義で重要な判断材料となる副業の定義は、1930年代に入っても確定しておらず、『要保護世帯調査』では副業と内職が一致していたのに対して、『勤労階級調査』では副業は内職の一部にすぎなかった。さらに、これらの政策に対応した就業分類のパターンが、所得階層ごとに意識的に使い分けられていたわけでもない。『中等階級調査』では本業・副業ベースの有業者定義が、『俸給職工調査』では本業ベースの有業者定義が採用されたように、かならずしも所得階層別パターンが各組織を通じて守られてはいなかった。調査を実施した担当部局では、むしろ試行錯誤しつついずれかの就業分類を調査ごとに適用していたというのが適切な言い方であろう。

なお、1930年代後半になると、例えば『昭和10年国勢調査』『昭和15年国勢調査』で失業者数が調査されなかったように、政府の統計部局では就業分類に対する関心が急速に低下していった。なぜなら、1920年代から1930年代前半までの失業者救済といった需要サイドの問題意識は、その後の

(24) 風早八十二『日本社会政策史』日本評論社、1937年、第7章を参照。

(25) 戦前期の失業対策については、加瀬和俊『戦前日本の失業対策 救済型公共土木事業の史的分析』日本経済評論社、1998年が詳しい。

表2 失業統計・家計調査の就業分類パターン

		失業者定義	
		有業・無業（又は失業）ベース（U ₀ ）	有業・無業・失業ベース（U ₁ ）
有業者定義	本業・副業ベース（S ₁ ）	『大正9年国勢調査』（ ） 『失業統計調査』（ × ） 『失業状況推定月報』（ × ） 『細民調査』（ ） 『中等階級調査』（ ） 『不良住宅地区調査』（ ）	
	本業ベース（S ₀ ）	『俸給職工調査』（ × ） 『勤労階級調査』（ ）	『昭和5年国勢調査』（ ） 『要保護世帯調査』（ ）

(注) 1. は調査票、報告書とも本業・副業別の記載がある調査、 は調査票に本業・副業別の記載があるが、報告書には記載のない調査、 は調査票に複数の職業を記載させ報告書で本業・副業別の記載がある調査、 ×は調査票・報告書とも本業・副業別の記載がない調査。
2. 上記の分類は、報告書等に記載されている分類をパターン化したものであり、掲載されているデータを利用して他の分類に再集計できる場合がある。

戦時体制のなかで物資動員計画の基礎データとして労働力を活用する供給サイドの問題意識へと変化していったためである。そして戦後になると『労働力調査』が登場して、周知のとおり本業・副業といった概念が無くなり、完全失業者という新たな概念が登場する。

このため戦後の（あるいは他国の）失業状況と比較するには、有業・無業・失業ベースの失業者定義のもとで、本業・副業ベースか本業ベースのどちらの有業者定義を使用すべきかが問題となる。この問いに対する答えを一義的に決めることは難しいが、少なくとも戦前期に特徴的に現れていた不規則就業かつ多就業形態を明確に把握することや、現在使用されている完全失業者の定義がきわめて厳密におこなわれている（すなわち1週間のうち1時間でも就業していれば失業者から除外される）ことを考慮すれば、本業・副業ベースの有業者定義（つまり表2の ）を採用すべきであろう。いま、『要保護世帯調査』のデータを使用して、本業・副業ベースの失業率を計算すると、表3のように男子で8.2%、男女総計で6.8%となる。この失業率を1999年の雇用失業率（男女計で5.6%）と比べれば、当時の不況が現在以上に深刻であったと評価できる。そして本業ベースの失業率を計算すると同16.0%、12.7%であるため、本業・副業ベースと本業ベースで7%前後の差があり、低所得層ではこれら定義の差が無視できないことがわかる。

表3 低所得層の各種失業率（1931年）

（単位；%）

	本業・副業ベースの失業率			本業ベースの失業率		
	男	女	男女計	男	女	男女計
世帯主	7.8	3.6	7.6	16.7	4.7	15.9
非世帯主	9.7	2.6	5.3	12.9	2.9	6.7
世帯計	8.2	2.8	6.8	16.0	3.2	12.7

(出所) 東京市社会局編（1931）『東京市要保護世帯生計調査』17頁の表より計算。

(注) 1. 本業・副業ベースの失業率とは、本業・副業ベースの有業者定義を採用した場合の失業率であり、副業に従事せざる失業者数 ÷ (有業者数 + 失業者数) で計算した。
2. 本業ベースの失業率とは、本業ベースの有業者定義を採用した場合の失業率であり、失業者数 ÷ (有業者数 + 失業者数) で計算した。

ただし、これらの失業率を尾高煌之助教授（法政大学）が『国勢調査』等から推計した戦前期の失業率と比較すると、低所得層の労働市場がきわめて悪化していたと予想される。すなわち尾高は、『失業統計調査』『昭和5年国勢調査』の失業者数では、新卒者、雇主、自営業者等が除外されて過小に推計されていたため、『国勢調査』の年齢別人口を加工した労働力人口から有業者数（あるいは就業者数）を引くことによって、男子の失業率を推計した⁽²⁶⁾。対象を総ての男子とした場合には1920年（4.8%）、1930年（6.0%）、成年男子（20～49歳）に限定した場合には1920年（3.1%）、1930年（3.8%）と推計した。

もっとも尾高推計は、失業者数と表裏一体の関係にある有業者数をもとに失業者数が推計されているため、かならずしも正確に推計されたわけではない。なぜなら既述のように、『昭和5年国勢調査』の有業者数では失業後に副業をしている有業者数が除外されていたため、失業率が過大に推計された可能性があるからである。このように限られた資料で失業率の正確な推計を目指すことはきわめて難しいため、ここではあくまで『昭和5年国勢調査』から求めた全階層の本業ベースの男子失業率（1.5%）より、表3の『要保護世帯調査』から本業ベースに調整した低所得層の男子失業率（16.0%）が非常に高い事実を指摘しておきたい。

この事実は、『不良住宅地区調査』からも確認することができる。同調査には、就業分類に関するデータがかならずしも豊富に掲載されているわけではない。ただし、非労働力人口のほとんどいないと考えられる世帯主の本業・副業ベースの失業率（厳密には無業率）を計算すると12.2%に達しており⁽²⁷⁾、『要保護世帯調査』における同種の失業率（7.6%）よりさらに高くなっている。1930年代初頭に低所得世帯の失業率が全世帯平均と比較してきわめて高かったことは、ほぼ間違いなからう。

尾高は、戦前期における失業率の水準に関して「当時の顕在失業率が（どのようによく見積もっても）1割に達したとは考えられない」⁽²⁸⁾とした。その上で、このように戦間期に失業率が低く保たれた理由として「都市地域の過剰労働力は、完全失業者の姿をとるよりはむしろ中小自営業や第3次産業の中に埋没する　つまり、「全部雇用」または「過剰就業」と呼ばれるような現象形態をとる　ことが多かったと推察されるのである」⁽²⁹⁾と指摘し、このような形態を「雇用分担」（employment sharing）と呼んだ。

しかし我々の観察した低所得層では、尾高の想定した状況とはまったく異なり、雑業に代表される中小自営業や第3次産業就業者が多かったにもかかわらず、失業者が滞留していた可能性を示唆している。さらに『要保護世帯調査』における世帯構成員別の就業状態をみると、世帯主（男）で

(26) 尾高煌之助『労働市場分析』岩波書店、1984年、147～150頁。なお失業率の推計は、すでに戦前期から研究者によって試みられていた。代表的な推計値として、美濃口時次郎「日本現下の失業量の測定」上田貞次郎編『日本人口問題研究』第二輯、(財)協同会、1934年。小田橋貞寿「我国の就業人口と失業並びに其将来」上田編『日本人口問題研究』がある。

(27) この数値は、『不良住宅地区調査』（記述篇）、23頁の表より作成。

(28) 尾高『労働市場分析』、151頁。

(29) 同上書、155頁。

は本業のみに従事する者が全体の72.1%に達しており、本業・副業とも従事する者の割合はわずかに同1.1%にすぎなかった。また非世帯主（女）のうち副業のみに従事する者の割合が全体の4.7%にすぎず、いわゆる世帯主の単独就業がかなり普及してきた。これらの事実は、1931年頃になると低所得層でも世帯構成員による多就業形態が少なくなり、反対に世帯主の顕在失業率が高くなってきたことを示している。

最後に、上記のような本業・副業データにもとづいて就業分類を調整したとしても、未だ解決されない問題があることを示しておこう。それは梅村又次教授（創価大学）が指摘したように、多就業を強いられた状況では本業・副業の区分はなく、いわば「合わせて一本」となる⁽³⁰⁾。それを外から選り分けて、「お前の本業はこれで、他は副業だ」とするのが統計調査であるため、実際の多様な就業をいかに本・副業に振り分けたかに注視していく必要があるという点である。いわば調査を実施する際には、記入者・集計者とも各人の就業内容を本業・副業別に配分しなければならないという困難な問題に直面する。

この問題について佐藤正広助教授（一橋大学経済研究所）は、広島県内2カ村で実施された『昭和5年国勢調査』の予習調査を同年の『戸数割所得調査簿』と比較・分析した結果として、(1) 予習調査では本業・副業を1種ずつ記入させたため、全所得額の2～3割、職業件数の4割以上が脱落していたこと、(2) 農民の意識のなかで、各職業が「家業」との関係で、農耕（＝家業） 養蚕（＝副業） 労働 炭焼・日雇（＝下等な副業）のような順に、貴賤のランクづけがおこなわれた可能性があること、を指摘している⁽³¹⁾。農村部で発生したこのような調査上のバイアスをそのまま都市部に当てはめる必要性は薄いかもしれないが、この点についても今後は十分に留意すべきであろう。

5 要約と含意

本稿では、戦間期の代表的な失業統計と家計調査で採用された就業分類を比較・検討して、その背後にある考え方の変遷を整理した。特に家計調査は東京圏を対象とした調査に限って検討したが、本稿で得られた結論はおおむね以下のように全国的な議論にまで結び付けても差し支えないと考えられる。

戦間期には、経済政策の対象が低所得層から（中所得層も含めた）失業者全体へと移行していくなかで、『昭和5年国勢調査』が実施された1930年頃より有業者定義は本業・副業ベースから本業ベースへ、失業者定義は有業・無業ベースから有業・無業・失業ベースへと、就業分類概念が大きく変化していった。このような概念の変更がおこなわれた背景には、第1次大戦直後には、多様な就業形態をもった低所得世帯を把握するために、副業までも有業者とする本業・副業ベースの就業

(30) 梅村又次「経済史統計の三つの落とし穴」一橋大学経済研究所アジア長期経済統計室編『ニュースレター』No.16, 2000年3月, 1頁による。

(31) 佐藤正広「初期国勢調査の諸問題 農村住民の「イ工」意識と職業調査；広島県下の事例」一橋大学経済研究所編『経済研究』第48巻第1号, 1997年。

分類が、内務省社会局によって実施された家計調査などで採用された。しかし1930年頃からは、内閣統計局によって継続的に家計収支や失業者数を作成する必要性が増大したことから、これらの統計を作成しやすい中所得層を対象として、本業のみを有業者とする本業ベースの有業者定義へと就業分類が変化していったことがあげられる。ただし、有業者定義に決定的に重要な影響を与える副業については、内職との差などその定義は戦間期を通じて確定されなかった点では、上記のような分類概念の変更が完全に実施されたわけではない。

次に家計調査に掲載された就業情報を上記の就業分類概念にもとづいて修正するなら、きわめて興味深い事実が指摘できる。すなわち、尾高仮説の基礎となっている戦前期の低失業率という事実認識は、低所得層では受け入れられない可能性が高い。さらに尾高仮説で指摘されたように、雑業層などで過剰就業がおこなわれていたために1920～30年代の失業率がかなり低い水準に抑えられたという主張も再度検討する必要がある。雑業層は、本稿の分析対象となった都市部の低所得層で広範に確認できたから、尾高仮説と異なる状況が存在していたわけである。つまり雑業での過剰就業は失業の緩衝材とならない可能性があり、尾高仮説は雑業の雇用吸収力を過大評価していたのかもしれない。

（やざわ・ひろたけ 札幌学院大学経済学部助教授）

<p>●普通選挙の実施という新たな政治条件下の農民運動を分析 近代農民運動と政党政治 農民運動先進地 香川県の分析 横関 至著 A5判・三〇頁・五〇〇〇円</p>	<p>●実態主義による「民間経済主体」の思想 草莽の経済思想 江戸時代における市場・道・権利 小室正紀著 A5判・三八〇頁・七二〇〇円</p>	<p>●大阪商業大学比較地域研究所研究叢書第一巻 清代農業経済史研究 構造と周辺の見方から 鉄山博著 A5判・二六〇頁・二九〇〇円</p>	<p>●ふしぎな王朝の清朝の二六八年にわたる通史《新装再版》 満洲 起源・植民・霸権 小峰和夫著 A5判・三六〇頁・四八〇〇円</p>	<p>●中国経済改革に関するもっとも簡明なテキスト 中国経済の改革と発展 孫尚清著／隅谷三喜男・李廷江監修 A5変・二九〇頁・三四〇〇円</p>	<p>▼好評発売中 ●激動する現代世界経済のもとで農業問題に立ち向かう方法を探る 現代資本主義と農業再編の課題 保志恂・堀口健治・應和邦昭・黒瀧秀久編著 再生産論・地代論・農法論の統一の把握により現代農業の課題に即して具体化する。 （税別）七二〇〇円</p> <p>●農地改革の直接的成果を改革後の農村の社会政治構造から分析し農地改革が自作農創設方式をとった歴史的必然性を説明。 日本農地改革史研究 その必然と方向 庄司俊作著 （税別）六九〇〇円</p>
--	---	---	---	--	---

創業50周年 **御茶の水書房** 東京都文京区本郷5-30-20 ▶価格は税別◀
 〒113-0033 電話03(5684)0751/FA×03(5684)0753